

令和8年度 石井町会計年度任用職員 採用試験案内
試験区分 都市公園軽作業員

令和8年1月13日

〒779-3295

徳島県名西郡石井町高川原字高川原121番地1
石井町役場 電話(088-674-1111)

- ◎ 試験日 令和8年2月7日(土曜日) 午前9時30分から
- ◎ 試験場所 石井町役場 2階 会議室
- ◎ 試験内容 面接
- ◎ 受験資格 普通自動車運転免許を所持していること。(AT限定可)
- ◎ 提出書類 履歴書及び普通自動車運転免許証の写し
(履歴書には写真を添付し、受験希望理由を明確に記入のこと。)
- ◎ 申込受付期間 令和8年1月19日(月)～令和8年1月30日(金)
(土・日曜日を除く 午前8時30分から午後5時まで)
- ◎ 申込先 石井町役場 2階 総務課(郵送で申込みの場合は、必ず書留郵便で申込期限までに必着すること。)
- ◎ 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ◎ 採用人数 6名程度
- ◎ 職務内容 都市公園(池田児童公園、前山公園、原児童公園、高川原児童公園、飯尾川公園)及び第十桜つつみ公園における公園管理区域の清掃、除草、木のせん定、消毒及び芝生の管理等
- ◎ 勤務条件
 - 勤務時間は、午前8時30分から午後4時30分まで(うち休憩1時間)の7時間勤務です。なお、雨天の場合は原則として午前8時30分から同10時30分までの2時間勤務となり、以後の時間帯において降雨の場合は、適宜、勤務時間を決定します。(※天候による勤務時間の変更は建設課が決定します。)
 - また、飯尾川公園については芝の管理のため早出勤務となる時期(4月頃～10月頃)があります。
 - 日給は 9,770円(月末締切り翌月15日支払い)です。
 - 令和2年度以降に12ヶ月を超えて同一の職で石井町会計年度任用職員であった者については、その経験に基づき日給を増額調整します。
 - 通勤距離・通勤手段に応じて通勤手当が支給されます。
 - 期末勤勉手当が支給されます。(年2回、6月及び12月)
 - 年次有給休暇(年20日)及び特別休暇(石井町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めによる。)があります。
 - 雇用保険、健康保険、厚生年金保険が適用されます。
 - 原則として、勤務日は月曜日から金曜日までの5日間、土・日曜日及び祝日は休みの週休2日制ですが、土・日曜日及び祝日に出勤する場合があります。

合格者の発表

合格者の発表は、令和8年2月下旬に石井町ホームページに掲載するとともに、合格者に通知します。